

都市計画税の制度概要

1. 都市計画税は目的税

都市計画税とは、地方税法に基づき市が行う都市計画事業（※1）や土地区画整理事業に必要な費用に充てるため、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して、その所有者に課することができることとされており、用途が特定されている市町村の目的税（※2）です。（地方税法第702条）

都市計画税の導入にあたっては、「野洲市都市計画税条例」として、課税範囲や税率などを規定したうえで、議会の議決を得る必要があります。

- ※1 都市計画事業とは、都市計画に定められた都市計画道路、都市公園、公共下水道などの「都市計画施設」の整備などについて、知事の認可を受けて実施する事業をいいます。
- ※2 税金には、税収の使いみちを特定せず、一般の行政経費に充てるために課税される「普通税」と、最初から特定の経費に充てる目的で課税される「目的税」があります。

2. 都市計画税の対象となる区域・資産

都市計画税が課税される区域は条例で規定され、原則として都市計画事業や土地区画整理事業によって利益を受けると考えられる市街化区域の土地及び家屋が課税対象となります。

また、市街化調整区域に所在する土地及び家屋の所有者に都市計画税を課さないことが、著しく均衡を失すると認められる特別の事情がある場合には、市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても課税対象とすることができます。（地方税法第702条）

3. 都市計画税の納税義務者

都市計画税は、毎年1月1日現在、課税区域内に土地及び家屋を所有している方が、納税義務者になります。（地方税法第702条、第702条の6）

4. 都市計画税の税率

都市計画税の税率は、地方税法で0.3%を越えることができないと規定（※3）され、課税すべき税率は市町村の条例で定めることとされています。（地方税法第702条の4）

※3 都市計画税の税率は、上限となる制限税率のみが地方税法で規定されています。これは市町村ごとに都市計画事業等の規模が異なるため、都市計画税として負担いただく金額（税率）は、各市町村の実情に応じて定められるべきものであると考えられているためです。

（参考）

【県内の税率】

大津市	0.3%	草津市	0.3%	栗東市	0.2%
守山市	0.2%	近江八幡市	0.3%	彦根市	0.3%
米原市	0.2%	長浜市	0.3%	東近江市	0.2%

5. 都市計画税が課税される価格（課税標準額）

＜土地＞

原則として、固定資産税の課税台帳に登録された価格（評価額）と同様です。ただし、住宅用地の特例措置（※4）など、固定資産税とは若干異なる場合があります。

＜家屋＞

固定資産税の課税標準額と同様です。ただし、新築住宅に対する軽減措置（※5）は都市計画税にはありません。

（地方税法第702条、第702条の3）

※4 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）では、価格の1/3（固定資産税では1/6）となる特例などが該当します。

※5 固定資産税では、住宅の新築後3年度分まで床面積の120㎡以下の税額が1/2に減額される措置がありますが、都市計画税では軽減措置の適用はありません。

6. 都市計画税の免税点

固定資産税が免税点未満（※6）となる土地と家屋については、都市計画税も課税されません。（地方税法第702条の2第2項）

※6 市内に同一の方が所有している資産の課税標準額が、土地30万円、家屋20万円に満たない場合には、課税されません。

7. 都市計画税の納税方法

都市計画税は、固定資産税と合わせて、現行の各納期（5月、7月、9月、11月）に納税していただきます。（地方税法第702条の7）